



プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成26年3月12日開催の第204回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1. 平成25年度定率会費確定（案）の件

平成25年度の定率会費は、大阪コメ 31.5 円 東京コメ 57.75 円 その他の商品 52.5 円（すべて税込み）で確定した。

2. 平成26年度事業計画及び収支予算（案）審議の件
予算案について

- ・総額 380,900,000 円 対前年比 1.7%の増
- ・新システム保守料がアップ、市場振興・啓蒙活動に力を入れるため増額予算となった。

以上、平成26年度の事業計画（案）及び収支予算については原案通り承認され、3月26日（水）開催の臨時総会に付議されることとなった。

3. 平成26年度会費の賦課及び徴収方法（案）について

平成26年度の定額会費については、受託会員 135,000 円 一般会員 21,600 円、予納定率会費については、大阪米穀 32.4 円 東京米穀 59.4 円 その他の商品 54 円、受渡手数料については 108 円（すべて税込み）で承認された。

- ・定率会費単価は前年同様としている。

東京コメについては、商品設計変更により 10 月限新補から取引単位が変更されるが、定率会費は据え置くこととした。

以上、平成26年度会費の賦課及び徴収方法（案）については原案通り承認され、3月26日（水）開催の臨時総会に付議されることとなった。

4. 第39回臨時総会付議事項及び日時の特

- ・ 日 時 平成26年3月26日(水) 午後3時
- ・ 場 所 本所6階大会議室
- ・ 議 案
 - ① 平成26年度事業計画及び収支予算(案)の特
 - ② 平成26年度会費の賦課及び徴収方法(案)の特

5. 理事会決定事項一部変更(案)の特

理事会決定事項の変更(案)概要について(資料1)

米穀(コシヒカリ(石川県産及び福井県産))受渡細則Ⅰ及び米穀(コシヒカリ(茨城県産、栃木県産及び千葉県産))受渡細則Ⅱを統合し、米穀受渡細則として再編した。また、これまで東西コメ市場で異なっていた規定については、参加者・会員の利便性等に照らし整理することとした。

- ① 米穀受渡細則一部変更(案)(資料2)
- ② 理事会決議事項の廃止(案)(資料3)
- ③ 指定倉庫及び貨物運送運賃一覧(米穀)(案)(資料4)
- ④ 米穀の合意に基づく早受渡の特例一部変更(案)(資料5)
- ⑤ 立会順序に関する事項一部変更(案)(資料6)
- ⑥ 農産物(大阪コメ・東京コメ)現物先物価格調整表一部変更(案)(資料7)
- ⑦ 大豆(NON-GMO大豆)、大豆(米国産大豆)、小豆、粗糖、冷凍えび受渡細則一部変更(案)(資料8)

以上①～⑦について、すべて原案どおり承認された。詳細については別紙(資料1～8)をご参照ください。

以 上

理事会決定事項の変更概要について

業務規程の変更（第 203 回定例理事会（平成 26 年 2 月 21 日開催）決議事項）申請が主務省から認可されることを前提として、理事会決定事項における各種規程について、所要の変更を行うこととする。

1. 米穀受渡細則

米穀（コシヒカリ（石川県産及び福井県産））受渡細則Ⅰ及び米穀（コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産））受渡細則Ⅱを統合し、米穀受渡細則として再編する。
なお、これまで東西コメ市場で異なっていた規定については、参加者・会員の利便性等に照らし整理する。主な変更点は以下のとおり。

(1) 受渡指定倉庫及び貨物運送運賃（第 3 条第 2 項）

貨物運送運賃算定の基準となる地域を大阪コメにあっては大阪府、東京コメにあっては東京都特別区とそれぞれ規定した。

(2) 早受渡しの取り消し又は変更等（第 4 条第 3 項及び第 5 条）

東京コメでは認めていなかった早受渡しの取消し・変更及び大阪堂島商取代行による早受渡しの応諾を、大阪コメの規定に合わせ認めることとした。

(3) 早受渡しの申出時期（第 4 条第 5 項）

大阪コメの早受渡しの申出開始日は、前月最終営業日の 10 日前としていたが、この方法では開始日を特定するのに不便との指摘もあり、当月限の前月 20 日（固定日）に変更した。

(4) 受渡品明細通知書（第 7 条）

東京コメの規定を踏襲し、受渡手続きの簡素化を図った。（旧大阪コメ規定の受渡品届出書を廃止した。）

(5) 受渡先の決定（第 10 条及び 12 条）

大阪コメの規定を踏襲し、渡方の提供する荷口が複数ある場合において、受方による希望荷口を受付けることとしたうえで、受渡先の決定については、希望荷口によるものを優先したうえで、なお競合するものについては、東京コメの規定を踏襲し、合議を経て、抽選するものとした。

(6) 希望前検査及び故障申立品の検査（第 15 条）

希望前検査及び故障申立品の検査にかかる見本採取の点数等について、東西コメ市場の規定を統一した。

(7) 品質の検査（第 16 条）及びその他の故障申立て（第 19 条）

大阪コメの故障検査の項目に、東京コメで必須にしている“性状分析”を追加した。
また、本所が必要と認めた場合においては、理化学検査を可能とした。これに伴い「コメ受渡のクレームに係る特別措置」（第 174 回定例理事会（平成 23 年 9 月 20 日開催）決議）は廃止する。

(8) 検品手数料及び希望前検査手数料（第 23 条）

大阪コメに性状分析を追加したことなどから、検品手数料及び希望前検査手数料を東西コメ市場で統一した。

(9) 米穀の貨物運送運賃（別表）

米穀受渡細則における別表を削除。別途「指定倉庫及び貨物運送運賃一覧」の中で規定した。なお、運賃そのものについての変更はない。

2. 米穀の合意に基づく早受渡しの特例

合意早受渡し制度における利用実態に即したニーズに照らし、以下の変更を行う。

(1) 合意早受渡し届出書の時限（第6条第1項）

合意早受渡しの利便性を高めるため、「合意早受渡し届出書」の提出時限を最終節終了後20分まで延長することとした。

(2) 受渡日（第8条第2項）

合意早受渡しの受渡日は当事者間で決定することが可能なため、当該日が本所の休業日に当る可能性がある。ついては、特例の受渡日は、本所の営業日とする規定を新たに設ける。

3. 立会順序に関する事項

大阪コメの立会時間は毎節10分としているが、東京コメの立会終了後から大阪コメの立会開始までに生じる待ち時間を解消するため、連続立会制を導入する。

4. 米穀価格調整表

東西コメともに、その価格調整表について、軽微な文言の整理を行った。

（大阪コメ：附則4，東京コメ：附則3）

5. 大豆（NON-GMO大豆及び米国産大豆）、小豆、粗糖及び冷凍えび受渡細則

それぞれにおける検品手数料等、消費税額記載項目について、消費増税を反映した消費税額に変更した。

（大豆（NON-GMO大豆）第14条、大豆（米国産大豆）第13条、小豆第13条、粗糖第8条、冷凍えび第12条）

6. 施行日

平成26年4月1日から実施する。

以 上

米穀受渡細則一部変更

変	更	米穀受渡細則Ⅱ 現行
米穀受渡細則 (規則の意義) 第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める<u>価格調整表</u>に記載されたもので、次の要件を満たしたものとす。 (1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの (2) 食品衛生法に抵触しないもの (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの (4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの (5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米 (6) 一般流通品以上の品位を有するもの (7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの (受渡指定倉庫及び貨物運送運賃) 第3条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫及び規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別に定めるところとする。 2 前項における貨物運送運賃の算出にあたって基準となる地域は、次のとおりとする。 (1) 規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては大阪府 (2) 規程第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては東京都特別区 (早受渡し) 第4条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときには、<u>本条の規定</u>により、これを行うことができる。	米穀（コシヒカリ（石川県産及び福井県産））受渡細則Ⅰ (規則の意義) 第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める<u>価格表</u>に記載されたもので、次の要件を満たしたものとす。 (1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの (2) 食品衛生法に抵触しないもの (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの (4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの (5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米 (6) 一般流通品以上の品位を有するもの (7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの (受渡指定倉庫) 第6条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫は、<u>別表のとおりとする</u>。 (新 設) (新 設) (新 設) (早受渡し) 第3条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときには、<u>次の定めるところにより</u>、これを行うことができる。	米穀（コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産））受渡細則Ⅱ (規則の意義) 第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める<u>格付表</u>に記載されたもので、次の要件を満たしたものとす。 (1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの (2) 食品衛生法に抵触しないもの (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの (4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの (5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米 (6) 一般流通品以上の品位を有するもの (7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの (受渡指定倉庫及び貨物運送運賃) 第3条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫は、<u>別表のとおりとする</u>。 2 規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、<u>別表のとおりとする</u>。 (新 設) (新 設) (早受渡し) 第4条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときには、<u>本条の規定により</u>、これを行うことができる。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	米穀受渡細則Ⅱ 現行
2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。 3 <u>早受渡しの希望を申出た会員は申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出に対する取り消し、又は変更することはできない。ただし、申出た会員が大阪堂島商取引株式会社</u>に早渡しを行うものについては、この限りでない。 4 <u>本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。</u> 5 <u>早受渡しの申出期間は、規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては当月限納会日の属する月の前月の20日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げられる。）から、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては毎月の最初の営業日から、それぞれ当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。</u> 6 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。 7 早受渡しの承諾の申出は、<u>第2項の申出のあった翌営業日からとし、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。</u> 8 <u>第5項及び前項に規定する申出の期限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午）とする。</u> 9 早受渡しの受渡日は、承諾の申出日の翌営業日とする。 10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第7項に規定する最終承諾申出日までに承諾のなかった部分については、この限りでない。 11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手を決定する。	2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。 3 早受渡しの希望を申出た会員は申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出に対する取り消し、又は変更することはできない。ただし、申出た会員が大阪堂島商取引株式会社に早渡しを行うものについては、この限りでない。 4 本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。 5 早受渡しの申出期間は、<u>前月最終営業日の10営業日前から当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。</u> 6 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。 7 早受渡しの承諾の申出は、<u>当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により、受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。</u> 8 第5項及び前項に規定する申出の期限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午、<u>半休日</u>に当たるときは<u>午前11時</u>）とする。 9 早受渡しの受渡日は、承諾の申出日の翌営業日とする。 10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第7項に規定する最終承諾申出日までに承諾のなかった部分については、この限りでない。 11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手を決定する。	2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。 (新 設) 3 本所は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。 4 早受渡しの申出期間は、毎月の最初の営業日から当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。 5 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。 6 早受渡しの承諾の申出は、第2項の申出のあった翌営業日からとし、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする 7 <u>第4項及び前項に規定する申出の期限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午）とする。</u> 8 早受渡しの受渡日は、承諾の申出日の翌営業日とする。 9 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第6項に規定する最終承諾申出日までに承諾のなかった部分については、この限りでない。 10 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手を決定する。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更		米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
12	規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に対しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出した者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。	12 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に対しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出した者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。	11 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に対しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出した者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。
13	第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第6項及び第7項の規定にかかわらず、早受渡しの応諾を同時に行うことができる。この場合において、第5項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。	13 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第6項及び第7項の規定にかかわらず、早受渡しの応諾を同時に行うことができる。この場合において、第5項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。	12 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第5項及び第6項の規定にかかわらず、早受渡しの応諾を同時に行うことができる。この場合において、第4項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。
(早受渡しの応諾の制限) 第5条 前条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。ただし、大阪堂島商取引株式会社を相手方とする早受渡しについては、この限りでない。		(早受渡しの応諾の制限) 第4条 第3条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。ただし、大阪堂島商取引株式会社を相手方とする早受渡しについては、この限りでない。	
(早受渡し応諾希望者の検品) 第6条 第4条の規定による早渡申出品（大阪堂島商取引株式会社 売建玉に該当する早渡し品を含む。）に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「見本摘出願」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。		(早受渡し応諾希望者の検品) 第5条 第3条の規定による早渡申出品（大阪堂島商取引株式会社 売建玉に該当する早渡し品を含む。）早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「見本摘出願」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。	
第8条	(削 る)	(受渡品届出書) 第8条 規程第88条の26に規定する受渡品届出書は、納会日の午後3時までに、受渡品の産地品種銘柄、等級、産年、数量、倉庫名及びその所在地を本所に届け出なければならない。 2 受託会員は、前項の受渡品届出書を届け出るときは、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと、自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。 3 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方にその受渡品の内容を通知しなければならない。	
2	(削 る)		
3	(削 る)		
(早受渡し応諾希望者の検品) 第5条 前条の規定による早渡申出品に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「検品許可書」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。		(早受渡し応諾希望者の検品) 第5条 前条の規定による早渡申出品に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「検品許可書」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。	

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

更 変	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(受渡品明細通知書) 第7条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の産地品種銘柄(地域区分を含む。)、等級、産年、荷造(包装)の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号等を記載するものとする。 2 渡方は、前項の受渡品明細通知書を届け出る際に既に倉荷証券発行済みのものにあつては当該倉荷証券番号を記載し、証券未発行のものにあつては当月限納会日の3営業日後の正午までに本所に届け出るものとする。 3 受託会員は、第1項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならぬ。 (受渡先事前決定届出書) 第8条 受託会員は、前条第1項の受渡品明細通知書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定届出書を本所に届け出るものとする。 2 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方に当該合意した受渡玉を除いた受渡品の内容を通知しなければならぬ。 (指定倉荷証券) 第9条 本所に差し出し指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならぬ。 2 倉荷証券面には、次の内容が記載されていないければならぬ。 い。(1) 産地品種銘柄 (地域区分を含む。) (2) 等級 (3) 産年 (4) 発券履歴のある場合は、直前の証券番号 (5) 規程第88条の33第1項の規定による、倉庫保管料および出庫料等が納入済みである旨 (6) その他必要事項	(受渡品明細通知書) 第10条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、<u>受渡日の2営業日前の午後3時まで(第3条に規定する早受渡しにあつては、当該早渡しの出出のとき)に、受渡品の産地品種銘柄、等級、産年、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号を記載したものを本所に届け出なければならぬ</u>。 (新 設) 2 受託会員は、前項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならぬ。 (受渡先事前決定届出書) 第8条の2 受託会員は前条第1項に規定する受渡品届出書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定届出書を本所に届け出るものとする。 2 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方に当該合意した受渡玉を除いた受渡品の内容を通知しなければならぬ。 (指定倉荷証券) 第7条 本所に差し出し指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものであつて、その券面には、<u>倉庫保管料が納入済みである旨の記載がなければならぬ</u>。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(受渡品明細通知書) 第6条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の産地品種銘柄(地域区分を含む。)、等級、産年、荷造(包装)の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号等を記載するものとする。 2 渡方は、前項の受渡品明細通知書を届け出る際に既に倉荷証券発行済みのものにあつては当該倉荷証券番号を記載し、証券未発行のものにあつては当月限納会日の3営業日後の正午までに本所に届け出るものとする。 3 受託会員は、第1項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならぬ。 (受渡先事前決定申請書) 第7条 受託会員は、前条第1項の受渡品明細通知書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定申請書を本所に届け出るものとする。 (新 設) (指定倉荷証券) 第8条 指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならぬ。 2 倉荷証券面には、次の内容が記載されていないければならぬ。 い。(1) 産地品種銘柄 (地域区分を含む。) (2) 等級 (3) 産年 (4) 発券履歴のある場合は、直前の証券番号 (5) 規程第88条の33第1項の規定による、倉庫保管料および出庫料等が納入済みである旨 (6) その他必要事項

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更		米穀受渡細則 I 現 行	米穀受渡細則 II 現 行
<u>(希望玉届出書)</u> 第10条 受方は、希望する荷口があるときは、納会日翌営業日の午後3時までに、希望玉届出書を届け出ることができる。 <u>(希望前検査)</u> 第11条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。 2 本所は、前項の申請があったときは第15条から第21条までの規定を準用する。 <u>(受渡品の受渡先決定方法)</u> 第12条 第4条第6項に規定する早受渡しの応諾は、当該早受渡し希望申出日の翌営業日午前9時から受付けるものとし、早受渡しの決定は応諾の申出順とする。 2 規程第88条の30に規定する受渡先の決定方法は次により行うものとする。 (1) 本所は、第10条による希望する荷口につき、申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受方と決定し、申出の競合した荷口については、前号による申出がなかった渡方の荷口及び合議に至らなかった荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。 (2) 前号による申出がなかった渡方の荷口及び合議に至らなかった荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。 (3) 本所は、決定した受渡品について、受方に速やかに通知するものとする。 <u>(受渡品調査)</u> 第13条 本所は、必要があると認めたとときは、受渡品に関する調査を行うことができる。		<u>(希望玉届出書)</u> 第9条 受方は、希望する荷口があるときは、納会日翌営業日の午後3時までに、希望玉届出書を届け出ることができる。 <u>(希望前検査)</u> 第12条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。 2 本所は、前項の申請があったときは第17条及び第19条から第22条までの規定を準用する。 <u>(受渡先の決定)</u> 第11条 規程第88条の30に規定する受渡先の決定は、第9条による希望する荷口につき、申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受方と決定し、申出の競合した荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。 2 第1項による申出がなかった渡方の荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。 (新 設) (新 設) 3 本所は、決定した受渡品について、受方に速やかに通知するものとする。 (新 設)	(新 設) <u>(希望前検査)</u> 第9条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。 2 本所は、前項の申請があったときは第13条から第19条までの規定を準用する。 <u>(受渡品の受渡先決定方法)</u> 第10条 第4条第5項に規定する早受渡しの応諾は、当該早受渡し希望申出日の翌営業日午前9時から受付けるものとし、早受渡しの決定は応諾の申出順とする。 2 規程第88条の30に規定する受渡先の決定方法は次により行うものとする。 (1) 本所は、第6条に規定する受渡品明細通知書を受理したときは、遅滞なく受方に通知するものとする。ただし、第7条に規定する受渡先事前決定申請書を本所が受領したときは、当該受渡品の受渡先は決定したものとし、当該通知に含めないものとする。 (2) 受渡先の決定は、受渡当事者（その代理人を含む。）の合議によるものとし、競合する場合は、受方の数量の多い者から受渡品獲得の順位を決定するための抽せんを行い、この順位に従い受渡先を決定する。 (新 設) <u>(受渡品調査)</u> 第11条 本所は、必要があると認めたとときは、受渡品に関する調査を行うことができる。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行																			
(故障申立品の移動禁止) 第14条 受方が規程第88条の31に規定する受渡品の故障の申立てをしたときは、本所が故障の程度を決定する日まで、当該受渡品の出庫又は証券回収を行ってはならない。 2 (削る) 2 前項の規定にかかわらず出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方の負担とする。 (希望前検査及び故障申立品の検査) 第15条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があった貨物につき、すみやかに検査を行う。 2 見本採取の対象は、1 受渡単位とし、このうち規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、18検体、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、32検体を無作為に抽出する。 3 品質の検査に係る見本は、前項により抽出した検体ごとに2ヵ所から採取し、検体ごとに混合する。 4 量目の検査は、第2項により抽出した検体について皆掛けで試貫を行う。 5 本所が必要と認めたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、見本採取することができる。	(故障申立品に対する遵守事項) 第14条 故障の申立てをした受渡供用品は、本所が検品裁定を終了するまで早受渡しをすることができない。 2 故障の申立てをした受渡供用品は、本所が検品裁定のため行う鑑定が終了するまで出庫、拼替等の移動をすることができない。 3 第1項、第2項の規定に違反した場合は、故障の申立てを無効とし、検品手数料は、受方の負担とする。 (受渡品の故障申立て及び受渡不適格品の代品提供の裁定) 第13条 故障申立ての検品及び代品提供の場合の前検査は、本所が委嘱した財団法人日本穀物検定協会（以下「検定協会」という。）が抽出した見本につき、別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、年産、品質等につき鑑定を行い、受渡しの適否又は値引きの金額を裁定する。 (見本抽出点数) 第17条 故障申立て及び希望前検査における品質鑑定の見本抽出は原則として、次の点数によるものとする。ただし、第15条第2号に規定する故障申立てにおける品質鑑定の見本抽出の場合に限り、点数は同一とするが、同一箇所より2回以上抽出できるものとする。 <table><tr><td>1枚</td><td>～</td><td>3枚</td><td>10点(袋)</td></tr><tr><td>4枚</td><td>～</td><td>6枚</td><td>20点(袋)</td></tr><tr><td>7枚</td><td>～</td><td>12枚</td><td>30点(袋)</td></tr><tr><td>13枚</td><td>～</td><td>20枚</td><td>40点(袋)</td></tr><tr><td>21枚</td><td>～</td><td>30枚</td><td>50点(袋)</td></tr></table> (新設) (新設) (新設)	1枚	～	3枚	10点(袋)	4枚	～	6枚	20点(袋)	7枚	～	12枚	30点(袋)	13枚	～	20枚	40点(袋)	21枚	～	30枚	50点(袋)	(故障申立品の移動禁止) 第12条 受方が規程第88条の31に規定する受渡品の故障の申立てをしたときは、本所が故障の程度を決定する日まで、当該受渡品の出庫又は証券回収を行ってはならない。 2 前項の規定にかかわらず出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方の負担とする (希望前検査及び故障申立品の検査) 第13条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があった貨物につき、すみやかに検査を行う。 2 見本採取の対象は、1 受渡単位とし、このうち32検体を無作為に抽出する。 3 品質の検査に係る見本は、前項により抽出した検体ごとに2ヵ所から採取し、検体ごとに混合する。 4 量目の検査は、第2項により抽出した検体について皆掛けで試貫を行う。 5 本所が必要と認めたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、見本採取することができる。
1枚	～	3枚	10点(袋)																			
4枚	～	6枚	20点(袋)																			
7枚	～	12枚	30点(袋)																			
13枚	～	20枚	40点(袋)																			
21枚	～	30枚	50点(袋)																			

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(品質の検査) 第16条 品質については、前条第3項により採取した見本を第三者機関にて性状分析を実施し、その結果及び当該見本を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 値引の限度は60kgにつき規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、1,000円、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、600円とし、それを超えるものを不適格とする。 3 第2項の決定が故障申立によるもの場合は、本所は、規程第88条の32によりこれを処理する。 (量目の検査) 第17条 量目については、第15条第4項により試貫した結果が下記許容量目以上の場合は合格、一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引の対象とする。 30kg紙袋入 30.3kg 第22条 (削 る) 2 前項により値引の対象となったものは、欠減袋の欠減量の平均値に欠減袋の割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。 3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第16条、第18条及び第19条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入（消費税の円位未満は切り捨て）とする。 (包装の検査) 第18条 包装については、本所が対象の貨物を調査し、その結果を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 前項の決定が故障申立によるもの場合は、本所は、第16条第2項及び規程第88条の32によりこれを処理する。	(値引きの限度額) 第19条 故障申立てによる品質の値引きによって受渡しされる限度額は1,000円（60kgにつき）とし、その限度額を超えるものを不適格とする。 2 第1項の限度額は、産地品種銘柄、等級には関係なく同一額とする。 3 第1項の規定により不適格となったものは、その供用期間中受渡しに供用することができないものとする。 (基準量目) 第21条 受渡品には基準量目を設け30kg入紙袋で30.3kg（皆掛）以上のものを正袋とし、それ以下を量目不足とする。 (試貫の個数) 第22条 故障申立てによる試貫の個数は1割を限度とし、最低は10袋とする。 2 試貫の結果、基準量以下のものがある場合は、欠減袋の平均量目を試貫個数の比率により1受渡単位の推定欠減袋に平均量目を乗じて総推定欠減量を算出し、受渡値段（格付表による格差の加減、品質による値引きの裁定があつたもの）に基づいて計算したものとす。 3 検査に際しては、受渡双方は希望により立ち会うことができるが、試貫の方法その他について検定協会に対し指図することを認めない。 (包装) 第20条 農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める第1種紙袋及び第2種紙袋とする。 (新 設)	(品質の検査) 第14条 品質については、前条第3項により採取した見本を第三者機関にて性状分析を実施し、その結果及び当該見本を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 値引の限度は60kgにつき600円とし、それを超えるものを不適格とする。 3 第2項の決定が故障申立によるもの場合は、本所は、規程第88条の32によりこれを処理する。 (量目の検査) 第15条 量目については、第13条第4項により試貫した結果が下記許容量目以上の場合は合格、一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引の対象とする。 30kg紙袋入 30.3kg 2 前項により値引の対象となったものは、欠減袋の欠減量の平均値に欠減袋の割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。 3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第14条、第16条及び第17条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入（消費税の円位未満は切り捨て）とする。 (包装の検査) 第16条 包装については、本所が対象の貨物を調査し、その結果を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 前項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、第14条第2項及び規程第88条の32によりこれを処理する。	

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(その他の故障申立て) 第19条 規程第88条の31第2項に規定する故障の申立てについて、<u>本所が必要と認めた場合は、第15条第5項により採取した本を第三者機関で以下の項目の理化学検査をすることができるとし、その処理については、第16条の規定を準用する。</u> (1) (削る) (2) (削る)	(その他の故障申立て) 第15条 規程第88条の31第2項に規定する故障の申立てについては、<u>以下の項目に限定する。</u> (1) カドミウムに関するもの (2) 残留農薬に関するもの (新 設)	(故障にかかるとる理化学検査) 第17条 規程第88条の31に規定する故障の申立てについて、<u>本所が必要と認めた場合は、第13条第5項により採取した見本を第三者機関で理化学検査をすることができるとし、その処理については、第14条の規定を準用する。</u>	(故障にかかるとる理化学検査) 第17条 規程第88条の31に規定する故障の申立てについて、<u>本所が必要と認めた場合は、第13条第5項により採取した見本を第三者機関で理化学検査をすることができるとし、その処理については、第14条の規定を準用する。</u>
2 前項に規定する検査分析に係る費用は実費とし、その分担保は、<u>規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る当該費用は申請者の負担とする。</u>	(新 設)	2 前項に規定する検査分析に係る費用(実費)の分担保は、<u>規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る検査分析費用(実費)は申請者の負担とする。</u>	2 前項に規定する検査分析に係る費用(実費)の分担保は、<u>規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る検査分析費用(実費)は申請者の負担とする。</u>
(国定検査規格に該当しない受渡品) 第20条 国定検査合格品で第15条による採取見本中に国で定められた規格に該当しないものがある場合、<u>第16条または第19条の規定に準じて受渡しをさせることができる。</u>	(新 設)	(国定検査規格に該当しない受渡品) 第18条 国定検査合格品で第13条による採取見本中に国で定められた規格に該当しないものがある場合、<u>第14条または第17条の規定に準じて受渡しをさせることができる。</u>	(国定検査規格に該当しない受渡品) 第18条 国定検査合格品で第13条による採取見本中に国で定められた規格に該当しないものがある場合、<u>第14条または第17条の規定に準じて受渡しをさせることができる。</u>
(前歴の踏襲) 第21条 第16条から第19条による本所の決定は、申請のあった指定倉荷証券に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、<u>当該倉荷証券が受渡しに供されたときは、本所は受方に対しその前歴を通知する。</u>	(故障裁定の有効期間) 第23条 故障裁定の有効期間は供用期間中とする。ただし、<u>前歴のある倉荷証券が受渡しに供用された場合、本所は受方に対しその値引額又は欠減量を通知する。受方が前歴に異議がある場合は、故障の申し立てをすることができる。</u>	(前歴の踏襲) 第19条 第14条から第17条による本所の決定は、申請のあった指定倉荷証券に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、<u>当該倉荷証券が受渡しに供されたときは、本所は受方に対しその前歴を通知する。</u>	(前歴の踏襲) 第19条 第14条から第17条による本所の決定は、申請のあった指定倉荷証券に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、<u>当該倉荷証券が受渡しに供されたときは、本所は受方に対しその前歴を通知する。</u>
(前歴に対する故障の申立て) 第22条 受方が前条の前歴(当該月の前検査のものを除く。)に対して異議のある場合は、<u>規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。</u> 2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担保は、次の各号に基づき規程第88条の33第3項を適用する。 (1) 本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。 (2) 前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。	(裁定に対する異議) 第24条 裁定に対する異議の申し立ては、これを認めない。 (新 設) (新 設) (新 設)	(前歴に対する故障の申立て) 第20条 受方が前条の前歴(当該月の前検査のものを除く。)に対して異議のある場合は、<u>規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。</u> 2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担保は、次の各号に基づき規程第88条の33第3項を適用する。 (1) 本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。 (2) 前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。	(前歴に対する故障の申立て) 第20条 受方が前条の前歴(当該月の前検査のものを除く。)に対して異議のある場合は、<u>規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。</u> 2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担保は、次の各号に基づき規程第88条の33第3項を適用する。 (1) 本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。 (2) 前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(<u>検品手数料及び希望前検査手数料</u>) 第23条 規程第88条の33第4項による検品手数料及び同第156条による希望前検査手数料は、品質の検査にあつては14,040円(うち消費税相当額1,040円)、量目、包装、その他の検査にあつてはそれぞれ1受渡単位につき7,560円(うち消費税相当額560円)とする。	(1) <u>(削 る)</u> (4) <u>(削 る)</u> (ロ) <u>(削 る)</u> (2) <u>(削 る)</u> (4) <u>(削 る)</u> (ロ) <u>(削 る)</u>	(<u>受渡品の検品手数料等</u>) 第16条 規程第88条の31第3項に規定する受渡品の検品手数料及び規程第88条の29第4項に規定する希望前検査手数料等は、次のとおりとする。 (1) 故障申立の検品手数料 (4) <u>見本採取 1枚につき 3,150円(うち消費税相当額は150円)</u> (ロ) <u>検 量 1枚につき 5,250円(うち消費税相当額は250円)</u> (2) <u>希望前検査手数料</u> (4) <u>見本採取 1枚につき 3,150円(うち消費税相当額は150円)</u> (ロ) <u>検 量 1枚につき 5,250円(うち消費税相当額は250円)</u> 2 故障申立をした者及び前検査を希望した者が見本採取後の性状分析を希望する場合、前項の手数料のほか、別途実費を徴収するものとする。 3 前条に規定するカドミウム、残留農薬の検査手数料については、次のとおりとする。 (1) <u>カドミウム濃度の検査 1枚につき 5,250円(うち消費税相当額は250円)</u> (2) <u>残留農薬濃度の検査 1枚につき 84,000円(うち消費税相当額は4,000円)</u> (<u>受渡諸経費の分担</u>) 第18条 規程第88条の33第4項に規定する故障申立てによる検品手数料は、受方の申立てが認められたときは渡方の負担とし、認められなかったときは、受方の負担とする。 2 規程第88条の33第5項に規定する故障申立てによる検品手数料及び受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料は、受方の申立てが認められたときは全て渡方の負担とし、認められなかったときは、全て受方の負担とする。	(<u>希望前検査手数料及び検品手数料</u>) 第21条 規程第88条の29第4項による希望前検査手数料及び同第88条の33 第4項による検品手数料は、品質の検査にあつては13,650円(うち消費税相当額650円)、量目、包装、その他の検査にあつてはそれぞれ1受渡単位につき7,350円(うち消費税相当額350円)とする。 2 希望前検査手数料の負担は、申請者とする。

米穀受渡細則一部変更

変	更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(消費税の取扱い) 第24条 規程に定める品質、量目等の検査の結果、故障裁定に おいて生じた受渡品の値引金額及び規程第88条の32第2号の 代品提供に伴う格差変更による金額に係る消費税相当額につ いては、<u>所要の調整を行う。</u>		(消費税の取扱い) 第25条 規程に定める品質、量目等の検査の結果、故障裁定に おいて生じた受渡品の値引金額及び規程第88条の32第2号の 代品提供に伴う格差変更による金額に係る消費税相当額につ いては、<u>所要の調整を行う。</u>	(新 設)
第26条 (削 る)		(合意に基づく受渡しの特例) 第26条 規程第88条の38に規定する本所が承認した合意受渡し については、別に定める米穀（コシヒカリ（石川県産及び福 井県産））Ⅰの合意に基づく受渡しの特例による。	
第27条 (削 る)		(合意に基づく早受渡しの特例) 第27条 規程第88条の39に規定する本所が承認した合意早受渡 しについては、別に定める米穀の合意に基づく早受渡しの特 例による。	
(その他の措置) 第25条 規程、本細則に定めていないもの若しくは不測の事態 が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理 するものとする。 2 前項において合議に至らないときは、<u>本所で当事者の仲介 を行うものとする。</u>		(新 設)	(その他の措置) 第22条 規程、本細則に定めていないもの若しくは不測の事態 が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理 するものとする。 2 前項において合議に至らないときは、<u>本所で当事者の仲介 を行うものとする。</u>
(改 廃) 第26条 本細則は、実情を勘案して、適宜、必要に応じて所要 の改廃を行うものとし、<u>その改廃は既存限月についても適用 することができる。</u>		(新 設)	(改 廃) 第23条 本細則は、実情を勘案して、適宜、必要に応じて所要 の改廃を行うものとし、<u>その改廃は既存限月についても適用 することができる。</u>
附 則（平成26年3月12日） 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本細則の変 更は、平成26年4月1日より実施する。			

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
削る		《別表》	
		米穀の貨物運送運賃	
		神奈川県	
		受渡単位 1 枚につき	
		市 町 村 名	貨物運送運賃 (円)
		平塚市	42,000
		茨城県	
		受渡単位 1 枚につき	
		市 町 村 名	貨物運送運賃 (円)
		鹿嶋市・神栖市	48,000
		つくば市	46,000
		ひたちなか市	50,000

理事会決議事項の廃止

第 174 回定例理事会（平成 23 年 9 月開催）において決議した「コメ受渡のクレームに係る特別措置」を廃止する。

（廃止理由）

今般、米穀（コシヒカリ（石川県産及び福井県産）受渡細則Ⅰ及び米穀（コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産）受渡細則Ⅱを統合し、米穀受渡細則として再編するにあたり、本特別措置について同様の効果を有する受渡細則Ⅱ第 17 条に即したものと規定（第 19 条）することから、本特別措置は不要となるため。

（米穀受渡細則（案）第 19 条）

（その他の故障申立て）

第 19 条 規程第 88 条の 31 第 2 項に規定する故障の申立てについては、本所が必要と認めた場合は、第 15 条第 5 項により採取した見本を第三者機関で以下の項目の理化学検査をすることができることとし、その処理については、第 16 条の規定を準用する。

2 前項に規定する検査分析に係る費用は実費とし、その分担は、規程第 88 条の 33 第 3 項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る当該費用は申請者の負担とする。

（コメ受渡のクレームに係る特別措置）

現在、国の施策として別添「米の放射能物質の基本的考え方」の通り放射能物質に係る予備調査（収穫前）及び本調査（収穫後）が行われており、米の安心・安全に関し万全を期されているところではありますが、本所としても受渡しの信頼性を担保する目的で当分の間、特別の措置として下記の通りの施策を講じることとする。

1. クレーム項目の追加

クレーム項目に「放射能物質」を追加すること。

2. クレーム検査の対象

希望前検査及び受渡終了後検査の両検査を対象とすること。

3. 申出の期限

放射能物質に係る希望前検査の申出の期限は、納会日の 10 営業日前から 7 営業日前とすること。

4. 費用負担

放射能物質検査に係る費用負担については、米穀受渡細則第 18 条に準じて行うものとし、費用については実費とすること。

5. その他

その他の事項については、米穀受渡細則に準じて行うものとする。

以 上

指定倉庫及び貨物運送運賃一覧(米穀)

米穀受渡細則第3条に係る本所の指定倉庫及び貨物運送運賃(受渡単位1枚につき)は、以下の通り。

《大阪コメ》

大阪府

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	南港物流センター	大阪市	2-A 2-B 2-C 2-D 3-A 3-B 3-C 3-D 4-A 4-B 4-C 4-D	—
	南大阪青果センター	泉大津市	301 302 303 404 501 502 503 504	—
	りんくう物流センター	泉佐野市	3-A 3-B 3-C 3-D 401 402 403 404 501 502	—
木津川倉庫(株)	大正倉庫	大阪市	第1号倉庫 第2号倉庫 第3号倉庫 第5号倉庫 第6号倉庫 第7号倉庫 第8号倉庫	—
(株)杉村倉庫	三突倉庫	大阪市	P1A P1B P1C P2B P2C P4 P5 P6 P9A P9B	—
	福崎倉庫	大阪市	SB4 SB5 SB14 SB15A SB15B SB16 SB17 SB23 SB24 SB25 SB26 SB33 SB34 SB35	—
(株)住友倉庫	安治川100倉庫	大阪市	134庫	—
津田物産(株)	大東流通センター	大東市	A-2 A-3 F-6 F-7 F-8	—
藤浪倉庫(株)	岸和田支店	岸和田市	1号 2号 9号 11号 12号	—
	泉北支店	泉大津市	1号～7号 9号	—
三菱倉庫(株)	安治川倉庫	大阪市	B 230号	—
	桜島倉庫	大阪市	D1～3号倉庫、E1～4号倉庫、 E6号倉庫(1階のみ)	—

兵庫県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	K-DIC上組倉庫 No. 3	神戸市	T311～313 T331～334 T341～345 T351～354	—
	住吉物流センター 3号棟	神戸市	T1-3 T2-1～3 T3-1～3 T4-1～3	—
	魚崎倉庫	神戸市	U21～28	—
	魚崎第2定温倉庫	神戸市	U212 U220～223 U230～233	—
神港倉庫(株)	兵庫突堤3号倉庫	神戸市	4階D	—
	阪神流通センター倉庫	西宮市	A-2 A-3 A-4 B-3 B-4	—
神明倉庫(株)	魚崎倉庫	神戸市	A-3～4 B-1 B-3～4	—
	魚崎西倉庫	神戸市	魚崎西1号～4号	—
(株)杉村倉庫	KS倉庫	神戸市	KS12B KS12C KS13 KS35	—
(株)住友倉庫	神戸港国際流通センター100倉庫	神戸市	532 541 542 543 544 545	—
三井倉庫(株)	小野浜事務所	神戸市	320号、321号、322号、323号、 324号、331号、332号a、332号b、 333号a、333号b、334号、342号、 343号、352号、353号	—
三菱倉庫(株)	新港営業所	神戸市	F101～104、F201～203	—
森本倉庫(株)	阪神団地営業所	西宮市	733 734	—

京都府

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
伏見倉庫(株)		京都市	A13 A14	—

《東京コメ》

東京都

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	大井物流センター	大田区	No. 1、No. 2、No. 3 T-2-1、T-2-2、T-5-1、T-5-2 ON-22、ON-23、ON-53、ON-62	—
	ワールド流通センター	江東区	A17-3A、A17-3B、A17-4A、A17-4B	—
	多目的物流センター	江東区	4-1、5-1	—
(株)住友倉庫	お台場営業所 第2倉庫	江東区	621庫、622庫、623庫、631庫、632庫、633庫	—
東京食料センター(株)	辰巳倉庫	江東区	1F-1、2F-1、2F-2、2F-3、3F-1、3F-2	—
東洋埠頭(株)	晴海営業所	中央区	122、123、124、128、132、133、134、138	—
	足立営業所	足立区	82-A、B、C	—
三菱倉庫(株)	青海2号配送センター	江東区	210、220	—

神奈川県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	南本牧物流センター	横浜市	4-1、4-2、4-3、4-4（定温）	—
	横浜港流通センター	横浜市	303C、304C（定温）	—
	大黒埠頭倉庫	横浜市	DA4-1、DA4-2、DA4-4（定温）	—
国際埠頭(株)	豊浦倉庫	横浜市	1号低温倉庫、5号低温倉庫、8号低温倉庫	—
湘南倉庫運送(株)	黒部丘	平塚市	1号、2号、3号A、3号B	42,000円
(株)住友倉庫	大黒営業所第2倉庫	横浜市	341庫、342庫	—
	本牧営業所南本牧倉庫	横浜市	141庫、142庫、143庫、144庫	—
日清物流(株)	磯子サイロセンター	横浜市	1号倉庫、L-1倉庫、L-2倉庫	—
	大黒倉庫センター	横浜市	403、404	—
三菱倉庫(株)	大黒第一営業所D号倉庫	横浜市	（定温庫）D-400A、D-400D	—
	大黒第二営業所本牧倉庫	横浜市	（定温庫）H101、H102	—

千葉県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
日本サイロ(株)	千葉倉庫	千葉市	1号倉庫、2号倉庫、3号倉庫	—

茨城県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	鹿島G棟	神栖市	3-1、3-2、3-3、3-4、4-1、4-2、4-3、4-4	48,000円
	常陸那珂出張所物流センター	ひたちなか市	1-A、1-B、2-A、2-B、2-C、2-D、3-A、3-B、3-C、3-D	50,000円
	常陸那珂出張所多機能倉庫	ひたちなか市	2-2、2-3、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、4-1 4-2、4-3、4-4、4-5、4-6	50,000円
(株)田島屋	筑波倉庫	つくば市	A(No. 2)、B(No. 3)、C(No. 4)、D-1(No. 5)、D-2(No. 6)	46,000円

変	更	現	行
第1条～第5条 (合意早受渡し届出書) 第6条 規程第88条の39の規定により、双方の合意に基づいて本所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、本所に届け出るものとし、その提出期限は、当該受渡日の前営業日における最終節終了後20分までとする。また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しの書類の写しを添付するものとする。	(省 略)	第1条～第5条 (合意早受渡し届出書) 第6条 規程第88条の39の規定により、双方の合意に基づいて本所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、 <u>受渡日の前営業日の午後2時までに本所に届け出るものとする。また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しの書類の写しを添付するものとする。</u>	(省 略)
2 (省 略)	(省 略)	2 (省 略)	(省 略)
第7条 (受渡決済の方法) 第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本所の確認できる受渡書類を本所に差し出して行うことができる。 2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入期限は、受渡日(当日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。)(省 略)	(省 略)	第7条 (受渡決済の方法) 第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本所の確認できる受渡書類を本所に差し出して行うことができる。 2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入期限は、受渡日の午後1時とする。	(省 略)
3～4 以下 省 略	以下 省 略	3～4 以下 省 略	以下 省 略
附 則 (平成26年3月12日) 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本特例の変更は、平成26年4月1日より実施する。			

立会順序に関する事項一部変更

変 更				現 行			
業務規程第 2 条第 3 項の「別に理事会が定める各場節ごと、商品別」に行う立会は、次のとおりとする。				業務規程第 2 条第 3 項の「別に理事会が定める各場節ごと、商品別」に行う立会は、次のとおりとする。			
場	節	開始時刻	上場商品及び上場商品指数の種類	場	節	開始時刻	上場商品及び上場商品指数の種類
前場	第 1 節	9:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆	前場	第 1 節	9:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆
	第 2 節	10:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖		第 2 節	10:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖
	第 3 節	11:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし		第 3 節	11:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし
後場	第 1 節	13:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、小豆	後場	第 1 節	13:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、小豆
	第 2 節	14:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖		第 2 節	14:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖
	第 3 節	15:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆		第 3 節	15:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆

附 則（平成26年 3 月 12 日）
平26年 3 月 12 日開催の理事会において決議した本事項の変更は、平成26年 4 月 1 日から実施する。

農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用	農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用	農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用	農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用
平成26年2月21日制定	平成26年2月21日制定	平成26年2月21日制定	平成26年2月21日制定
No.10	大阪堂島商品取引所 正味60kgにつき (表 省 略)	No.10	大阪堂島商品取引所 正味60kgにつき (表 省 略)
【附 則】 1. ～3. 4. <u>貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。</u>	【附 則】 1. ～3. 4. (省 略)	【附 則】 1. ～3. (省 (新 設)	(表 省 略)
適用実施日：平成26年4月1日			

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用	農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用	農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用	農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表 平成26年10月限～平成26年12月限適用
平成26年2月21日制定	平成26年2月21日制定	平成26年2月21日制定	平成26年2月21日制定
No.6	大阪堂島商品取引所 正味60kgにつき (表 省 略)	No.6	大阪堂島商品取引所 正味60kgにつき (表 省 略)
【附 則】 1. ～2. 3. 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。	【附 則】 1. ～2. 3. 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。	【附 則】 1. ～2. 3. 貨物運送運賃は別表に定めるとおりとする。	(省 略)
適用実施日：平成26年4月1日			

大豆（NON-GMO大豆）受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
第1条～第13条 (省 略) (受渡品の検品手数料) 第14条 検品手数料は、1枚につき <u>1,620円</u> （うち消費税相当額は <u>120円</u> ）とする。 第15条 (省 略)	第1条～第13条 (省 略) (受渡品の検品手数料) 第14条 検品手数料は、1枚につき <u>1,575円</u> （うち消費税相当額は <u>75円</u> ）とする。 第15条 (省 略)	第1条～第13条 (省 略) (受渡品の検品手数料) 第14条 検品手数料は、1枚につき <u>1,575円</u> （うち消費税相当額は <u>75円</u> ）とする。 第15条 (省 略)	
附 則 （平成26年3月12日） 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成26年4月1日より実施する。			

大豆（米国産大豆）受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
第1条～第12条 (省 略) (受渡品の検品手数料) 第13条 検品手数料は、1枚につき <u>3,240円</u> （うち消費税相当額は <u>240円</u> ）とする。 第14条 (省 略)	第1条～第12条 (省 略) (受渡品の検品手数料) 第13条 検品手数料は、1枚につき <u>3,150円</u> （うち消費税相当額は <u>150円</u> ）とする。 第14条 (省 略)	第1条～第12条 (省 略) (受渡品の検品手数料) 第13条 検品手数料は、1枚につき <u>3,150円</u> （うち消費税相当額は <u>150円</u> ）とする。 第14条 (省 略)	
附 則 （平成26年3月12日） 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成26年4月1日より実施する。			

粗糖受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
第1条～第7条 (省 略)	第1条～第7条 (省 略)	第1条～第7条 (省 略)	第1条～第7条 (省 略)
(渡方が受方に支払う諸掛等の金額) 第8条 規程第104条第2項第2号の規定による泉佐野港、堺港、大阪港又は神戸港で荷受渡しするときの諸掛等の金額は、1,000キログラム当たり <u>3,780円</u> (うち消費税相当額は <u>280円</u>)とする。			
(渡方が受方に支払う諸掛等の金額) 第8条 規程第104条第2項第2号の規定による泉佐野港、堺港、大阪港又は神戸港で荷受渡しするときの諸掛等の金額は、1,000キログラム当たり <u>3,675円</u> (うち消費税相当額は <u>175円</u>)とする。			
以 下 省 略			
以 下 省 略			
附 則 (平成26年3月12日) 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成26年4月1日より実施する。			

冷凍えび受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	現	行
第1条～第11条 (省 略)	第1条～第11条 (省 略)	第1条～第11条 (省 略)	第1条～第11条 (省 略)
(検品手数料) 第12条 本所は会員の申請に基づき規程第143条、同第145条及び第10条の検品手数料は、次のとおり定める。 1～2検査ブロックにつき <u>10,800円</u> (うち消費税相当額は <u>800円</u>) 3検査ブロック以上につき <u>21,600円</u> (うち消費税相当額は <u>1,600円</u>)			
(検品手数料) 第12条 本所は会員の申請に基づき規程第143条、同第145条及び第10条の検品手数料は、次のとおり定める。 1～2検査ブロックにつき <u>10,500円</u> (うち消費税相当額は <u>500円</u>) 3検査ブロック以上につき <u>21,000円</u> (うち消費税相当額は <u>1,000円</u>)			
以 下 省 略			
以 下 省 略			
附 則 (平成26年3月12日) 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成26年4月1日より実施する。			